

第三十四回国会 大蔵委員會議録 第十五号

昭和三十五年三月三十日(水曜日) 午前十一時四十分開議

出席委員

- 委員長 植木庚子郎君
委員 長 篤郎君 理事 小山 長規君
委員 秀男君 理事 山下 春江君
委員 貞則君 理事 佐藤 次郎君
委員 岡忠次郎君 理事 廣瀬 勝邦君
委員 富三君 加藤 高藏君
委員 泰美君 田邊 國男君
委員 登君 塚田 十一郎君
委員 幸雄君 福井 順一君
委員 一臣君 古川 丈吉君
委員 義安君 毛利 松平君
委員 英雄君 加藤 勤十君
委員 市子君 久保田 鶴松君
委員 幸一君 大貫 大八君
委員 トシ子君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 奥村又十郎君
大蔵事務官 佐藤 一郎君
大蔵事務官 小原 孝次君
大蔵事務官 原 純夫君
大蔵事務官 木村 秀弘君
大蔵事務官 曾田 忠君
大蔵事務官 河川局次長 會田 忠君
大蔵事務官 松島 五郎君
大蔵事務官 大村 筆雄君

委員外の出席者

- 総理府事務官 松島 五郎君
自治庁財政局長 松島 五郎君
財政課長 松島 五郎君
大蔵事務官 大村 筆雄君

大蔵事務官 宮崎 仁君
専門員 抜井 光三君

三月二十九日

委員 福永一臣君及び鴨田宗一君辭任につき、その補欠として岩本信行君及び河野孝子君が議長の指名で委員に選任された。

委員 岩本信行君及び河野孝子君辭任につき、その補欠として福永一臣君及び鴨田宗一君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十六日

各種学校を設置する公益法人に対する課税措置撤回に関する諸願外一件(淺香忠雄君紹介)(第一八五〇号)
同外二件(大倉三郎君紹介)(第一八五一号)
同外四件(押谷富三君紹介)(第一八五二号)
同(原田憲君紹介)(第一八五三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
関税暫定措置法案(内閣提出第五二号)

治水特別会計法案(内閣提出第七〇号)
國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇九号)

○植木委員長 これより會議を開き連合審査会開会申入れの件についてお諮りいたします。

ただいま商工委員會において審査いたしております海外経済協力基金法案につきましては、本委員會の所管とも密接な関連を有しておりますので、商工委員會に対し連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

○植木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会は明三十一日午前十時三十分より開会を予定いたしておりますから、御了承願います。

○植木委員長 なお、この際御報告申し上げます。

昨日、本委員会において審議いたしておりました治水特別会計法案に対し、農林水産委員會より連合審査会の申し入れがございましたが、昨日御存じのような事情で委員會を開くことができませんでしたこと、並びに緊急を要する本法案の性格にかんがみ、本日の理事會において協議いたしました結果、お断わりすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

○植木委員長 去る二十三日付託になりました國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案

國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律

國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「次条第一項」を「八条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公庫等から復歸した職員に対する退職手当に係る特例)

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は第二条第一項第二号に規定する法人の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を

除く。以下「公庫等職員」という)となるため退職(第四条(二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く)又は第五条の規定による退職手当に係る退職を除く)をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける職員が退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の俸給月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第三条から第六条までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該俸給月額に對する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額その計算の基礎となつた俸給月額に對する割合(職員としての引き続き在職期間中に当該退職を二回以上した者について

は、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)
 第十條第一項中「公共職業安定所」の下に「政令で定める職員については、その者が当該退職の際所屬していた官署又は事務所その他の政令で定める官署又は事務所。以下同じ。」を加える。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の国家公務員等退職手当法（以下「新法」という。）第七條の二の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 職員が国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号。以下「一部改正法」という。）附則第二項に規定する適用日（以下「適用日」という。）前に新法第七條の二第一項に規定する公庫等職員となるため退職した場合（一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける職員については、適用日以後に当該退職をした場合を含む。）におけるその者に対する同条第一項の規定の適用については、同項中「第五條の規定による退職手当」とあるのは、「第五條の規定による退職手当に準ずる退職手当」とする。
- 4 新法第七條の二第二項に規定する職員のうち、次の表の上欄に掲げる者については、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用するものとする。

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
一部改正法附則第三項の規定の適用を受ける者	第三条から第六条まで	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第六十四号）附則第三項
一部改正法附則第四項から第六項までの規定の適用を受ける者（同法附則第三項の規定の適用を受ける者を除く。）	第三条から第六条まで	第三条から第六条まで及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律附則第四項から第六項まで
昭和三十五年四月一日前に新法第七條の二第一項の退職をした者	支給を受けた退職手当	この法律の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当

5 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
 第五條第一項ただし書中「第四條」の下に「（二十五年以上勤続して退職した者のうち同条第三項に規定する政令で定める者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を加え、「第九條」を「第七條の二、第九條」に改める。

6 前項の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律第五條第一項ただし書の規定中「国家公務員等退職手当法第四條の規定に係る部分」は、昭和三十四年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

理由
 国等と公庫等の間の人事交流の突情にかんがみ、国家公務員等が引き続いて公庫等の職員となり、更に引き続いて国家公務員等となつた後退

職した場合に支給する退職手当の額の計算について特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○植木委員長 政府より提案理由の説明を求めます。大蔵政務次官奥村又十郎君。
 ○奥村（又）政府委員 たいま議題となりました国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。
 第一は、現在、国等と公庫等との間に人事交流が行なわれておりますが、現行の国家公務員等退職手当法は、退職手当の算定について、国家公務員等としての引き続きいた在職期間を基礎とすることを建前とし、また、退職手当の支給割合の構成が長期勤続者優遇の建前で作られておりますため、国家公務員等で、任命権者の要請により、途中において公庫等の職員となり、再び国家公務員等に復帰した者が退職する場合は、退職手当の面で不利益を受け

る結果になっております。今回、国等と公庫等との間の人事交流の実情にかんがみ、退職手当の額の計算について特例を設け、以上のような不合理を是正しようとするものであります。すなわち、この場合には、先の国家公務員等としての在職期間が後の国家公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなした場合に受けることとなる退職手当の支給割合から先の国家公務員等としての在職期間に対する退職手当の支給割合を控除した支給割合を、その者の退職時の俸給月額に乘じた額を、退職手当として支給することとしようとするのであります。
 なお、この特例は、昭和三十五年四月一日以後の退職者について適用することとしております。
 第二は、現在、国家公務員等に支給される失業者の退職手当は、すべて公共職業安定所において支給されておりますが、季節的に多数の退職者が同一地域で発生するような場合には、公共職業安定所の正常業務の運営が阻害される傾向がありますので、この点につき、所要の特例を設けようとするものであります。

○植木委員長 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、関税定率法の一部を改正する法律案、関税暫定措置法案及び治水特別会計法案の四法律案を一括して議題といたします。
 質疑の通告があります。これを許します。石村英雄君。
 ○石村委員 関税暫定措置法案についてお尋ねいたします。
 ます、二条関係で、重要機械について免税をすることになっておりますが、現在、三十四年度でけっこうですが、機械類の関税収入が一五%の適用の分についてどのくらいあるか。それと、機械類の中で工作機械についてどれだけの関税収入があるか。また、二条関係の重要機械という意味で現在も免税になっておられると思うのですが、この免税額がどのくらいになるか。ごく大まかでもいいですから、簡単に数字を御報告いただきたい。
 ○木村（秀）政府委員 年度全部の計算が出ておりますのは三十三年度でございますので、三十三年度で申し上げますと、一般機械類として一割五分の課

税をいたしました分が六十三億七千六百万、それから重要機械として免税をいたしました分が六十六億八千五百万になっております。

○石村委員 そうすると、結局工作機械としてはわからないわけですね。

○木村(秀)政府委員 工作機械として統計上特掲いたしておりませんので、わかりかねます。

○石村委員 一五%という基本税率を機械についてかけておりますが、この関税の趣旨は、財政収入を目的とした関税と考えるのか、あるいは国内産業の保護を目的とした関税として考えるか、これはどちらの点においてか、これは政府の御見解をお尋ねいたします。

○木村(秀)政府委員 これは主として国内の機械製造業の保護として設定されておるものと思っております。

○石村委員 そうすると、今度の免税対象になる機械は、国内産業において、近い将来は別として、現在のところほとんど競争がない、少なくともこの一年はこういうものは国内では生産できない、こういう考えで免税になっておる、こう理解していいわけですね。

○木村(秀)政府委員 その通りでございます。

○石村委員 私はこの前は大蔵委員でありますでしたが、その前のときから、いつもやはり免税機械が問題になっておるようです。特に工作機械のようなものは、もう国内でできるじゃないか、この分はできる、できぬとか言って、いろいろ議論があり、また、大蔵省当局も、毎年いろいろ検討されて、はずしたり加えたりということをして

やられておったように記憶しておりますが、やはりそういうことはなさっていらっしやるわけですね。

○木村(秀)政府委員 今仰せになりましたように、政令の段階で機械を指定した場合には、現在政令に載っておるものでも、次第に国産ができてきておる、あるいは国産品がすでに試作の段階を越えておるというよう

なものにつきましては、逐次削除いたしておりますし、また、全然国産のないもので、新たに設備近代化等の関係で入ります分については、追加をいたしております。

○石村委員 国産ができるかできないか、いろいろ問題があるかと思うのですが、業界の事情を聞いてみますと、これは免税してまでそういうことをやらせる必要はないんじゃないか。免税の結果、特に工作機械の関係のように思

うのですが、むみやたらに外国品を使う。その結果、それも外国品が入って大いに動いておればいいのですが、大企業なんかになると、やはり官庁み

たいにならねりとか何とかいうこと、競争で新しい工作機械を買おうとする。その結果過剰投資を非常に招いているというふうなことを聞くわけですが、政府の方ではそういう現状についてはどのように見えておりますか。

○木村(秀)政府委員 確かに業種によつては過剰投資になる傾向のものもあるかと思ひますけれども、最近まで入ってきております重要機械類は、一応外貨の割当をとりまして、通産省でもって申請をとりまして、そしてそれが真に必要な機械類であつて、どうしても輸入に待たなければならぬというふうな判断がなされたものに対して

のみ、外貨の割当をされておるのではありませんが、大蔵省にいたしましては、なおその上に、免税に値するものかどうかという観点から、再度約半分くらいにしばりまして、そして指定をしておるわけでございます。そういう二つの段階を経てきておりますので、真に必要なもの以外に入つておるというところは、今のところあまり考えておりません。

○石村委員 こういう問題は、別に大蔵省をきめつけてかかつて、これは間違つておるぞと云うほどのこともないと思うので、一般的にどう考えるかということになるかと思ふのです。そこで、今度政令または告示、工作機械については特に告示で明らかにされるといふ点も非常に多いかと思ふので、工作機械では、場所にもよるわけですが、単に旋盤だとか何とか簡単に書いてある。そして、その旋盤の中のどの分を免税させるかということでは、告示に譲つておるようかと思ふのですが、そうなんですか。

○木村(秀)政府委員 一応政令で大きなところを指定いたしました。そして細部については告示で公表するという建前をとつております。

○石村委員 今度の政令案というものの確定したものを持っております。そのうちには、どういふことになるか知りませんが、大体聞くところによると、別表二の分は金属の切削研磨用工作機械のうち次に掲げるもの、旋盤、フライス盤、平削盤、ブレイナーとかかなんとかいうものですが、それから歯切盤とかかなんとかありますが、ブレイナーなどという精度のブレイナーだということを示して徹底されるわけですか。

○木村(秀)政府委員 さようでございます。これは専門家でないとさっぱりわかりません。われわれはどうか何とも言うわけにいきませんが、現在の分について考えますと、今の平削盤についていへば、「平坦度が二メートルにつき八ミクロン以内の切削することができ」というようなことがありますが、これは単にブレイナーに限らず、ほかにもいろいろこまかな精度なりなんなり規定があるでしよう。これは、輸入されるときに、税関で、はたしてそういう精度を保持しておるか、二メートルについて八ミクロンかどうか、これは税関でお調べになるかどうか、ただ向こうが、輸入した人がこれは八ミクロン以下だといふので、すぐ免税になるのか、それとも、機械試験場というか、研究所かそんなところを持つていつて調べておやうになるのか、どういふことになりませうか。

○木村(秀)政府委員 機械輸入します場合は、ただいまは通産省の外貨割当で輸入しておりますので、大体どういふ品物に対して割当てるかというところが事前にわかるわけでございます。そうしますと、その中から一部国産のできるものがございまして、各メーカー等の調査によりまして、その輸入される機械の部分の中から国産できる部分をはずしまして、それで、今仰せになりましたように、平坦度が二メートルにつき八ミクロン以上のものはできるといふことになりまして、それ以内のものを免税するということになります。そして、現実にも入つてきました際には、税関の関税部というの

がございまして、そこで、専門家が、はたしてこの告示の条件に該当するかどうかということを検査いたしました。もし該当しておれば免税をいたします。該当しておらない場合には課税をする、こういうことに相なります。

○石村委員 そういうことがやられなければ意味をなさぬと思うのですが、この八ミクロンなんかは実際やつていないのじゃないですか。これは相当な設備がなければわからないはずで

○木村(秀)政府委員 品物によりましては非常に部品がばらばらで入つてくるものがございますので、必ず波止場に着きまして、そしてそのところへ出張検査をいたしました。検査をするわけでございます。全手手を抜いて検査をしないとか、少なくとも条件がある以上は、その条件に合致しておるかどうかということについて手を抜くということはございませぬ。

○石村委員 ほんとうかうそか知りませんが、私の聞いた範囲じゃ、そんなことは行なわれていないというのです。大体普通輸入するときには、メーカーの方、出荷側の試験の保証書によつてもらうそれを全部信頼して大体やつておるといふことですね。それから、今例としてあげたブレイナーの八ミクロン以下についてというものは、現在ではアメリカのグレイとかいう会社からしか入らないやうです。グレイという会社が大きいにばつておつて、おれのところは保証書を出す必要はないと言つて、保証書も出さない。保証書が出ておつたてに当てにはなりません。その輸入を免税で認めてしまつて、何もしていない。グレイの分につ

いては保証書もないが、そのままやられていたというのが実態だと聞いておられる。あなたの方じゃ、そうではないとおっしゃるわけですが、これは税関部長は理屈上そうだとおっしゃるのか。実際それをやっておるかどうか。下の方を實際お調べになっておられるのですか。そういう建前だというだけの話ですか。建前と実施されておるかおらぬかという事は別問題です。

○木村(秀)政府委員 たえば同じ会社の製品でもって規格の同じものが何回も入ってくるという場合には、たゞいまおっしゃいましたように、ある程度最初の検査を信頼して、あとはこの規格品でございますと細密検査を省略することはいくらもございませぬけれども、初めから全然その検査をしないというふうなことはございませぬので、一応メーカー側のいろいろなデータ、金属でございませぬとか分析表とか、あるいは今のよう機械の部品になりませぬと仕様書とかいろいろ取り寄せませぬけれども、これはあくまでも参考でございまして、それを基礎にして検査を実施しておるわけでございます。

○石村委員 それでは、このアメリカのグレイという会社のプレーナーについて、八ミクロン以下の分について検査したならば、いつどこへ入った機械をどういう方法で検査せられたことがあるか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○木村(秀)政府委員 突然でございませぬので、これがどこへ入っていつ検査されたかということ、ちょっとここで申し上げかねますので、あとで調査しまして御報告したいと思ひます。

○石村委員 まあそれでけっこうです。しかし、私の聞いたところでは、そんな検査は行なわれていない。やろうにも、大蔵省の税関の専門家の出で、これは設備が何か必要なんだろうから、やろうとしたってできないことかもしれない。しかし、やっておるということならば、その事実を明らかにしていただきたい。あとでけっこうです。

それから、えらく八ミクロンにこだわりますが、この八ミクロン以下のプレーナーが今国産されておると聞いておるのですが、どうですか。

○木村(秀)政府委員 これは、指定をいたします際は、主管の通産省の、今の品物でございませぬと重工業局、それから業界の意見を聞いて指定をいたしますので、おそらく国産ができておるといふふうにはちょっと考えられませぬが、指定の際は、今申し上げたように慎重な手続を経て指定をしておるわけでございます。

○石村委員 この免税機種の中に、特に工作機械なんかは国産でできるものが相当入ってくるというのです。これは業者の言うことですから、あるいはほんとうでないかも知れませぬ。ひいき目に見て言っておるということがあられるかも知れませぬ。しかし、今のプレーナーについては、これを直接作つたところから聞いたわけではありませぬが、何か通産省の方で調べに行つて、これは満足すべき状態だといつて係官が帰つたかというところがあるそうです。富士とかなんところがあるそうです。精密というのは作るかどうかしりませんが、頭に富士という名がつくといふことだけ聞きましたが、そこで八ミ

クロンとか七ミクロンとか作つておる。通産省の方で調べて、これは満足すべき状態だと言つて帰つた。やはり相当そういう問題が実際問題としてこれ以外にもあるのではないかと申すのです。なるほどたくさんだと思つておるほど国産はされていぬ。しかしやろうと思えばできる。一つや二つは作つたというのがある。中には日本のやないかと思ふ。すると、やはり日本は特に工作機械というものはおくれたところですから、国内でなるべく売れるようにしてやらなければ、いつまでたつたつてやらない業種は育つていかないと申すのです。しかも、日本の機械業界では、聞くところによると、外国から見に来ると、案内して歩くのに、この機械はやれイギリス製でござい、これはスイス製とか、外国の機械を持つておるのを自慢のようにして、そんなことばかりをやつておる。そういふ外国品尊重というのか、崇拝の風潮が依然としてある。日本において免税までしてやられたんじや、いつまでたつても育たないのじやないか。現在でも、聞くところによると、五〇%が国産で五〇%が輸入だ。こういう基礎的な業種については、政府としてももつと力を入れるべきだと思ふ。全然できないものは、それは免税にするのがあるいはいいかも知れませぬが、しかし、免税にしなくても、そういう風潮のあるところではやはり買うのだと思ふのです。それを免税まですれば、必要のないものまで買つて人に見せておる。つまりこれは外国の機械を買つておるというものが広告になるのだと思ふ。極端に言えばただ広告宣伝の意味で機械を買つて。現状は

そういう状況であるそうなんです。そうだと申すのは、私は業者でありませぬからそうだと伝え聞くのですが、そういう現状であるとすれば、免税にする必要はないのじやないか。宣伝のためには外国の機械を買つていばつてい、うちの会社は外国のやれ何とかのを入れた、こういって、今広告費のかわりになつておる。その品が免税にされておる。そうして免税の結果は国内産業は育成できない。という事は、ただ国内でできないから免税にしてやりますという簡単な筋論でやるべきことじやないのじやないかという感じがするのです。そんなことはありませぬと言われればそれよいですが、大体こういう問題とどのように取組んでいられるのか、あなたの方の心がまえというものを、今聞き聞いておきたいのです。ただ、今できないと思ひますから一五%の免税をします、それでいい機械を買つてやります。これは一つの見方でしょう。理屈でしようが、現実はどうではないかという声があると思ふ。大蔵省としてももつと慎重に実情を調べて、こういうものについては免税なんかすつかりやめてしまふ。小麦とか学校給食用脱脂粉乳とかはこれは別問題ですが、こういう重要な機械、特に工作機械のようなものについて、免税をやめてしまふということも一つの行き方だと思ふ。どのようにお考えですか。

○木村(秀)政府委員 たいいま御指摘になりましたのとわれわれも全く同じ気持ちで、機械類につきまして一五%の保護関税をもつてやる以上は、できるだけ国産品で間に合はしたい。現在国内でできておるものももちろんのこ

と、近い将来にでき得る可能性のあるものについても、できるだけしほりまして、免税の範囲を少なくしたいという気持ちで作業をいたしております。これは全く今仰せになつたお気持ちと同じ気持ちで作業をしております。しかし、一方におきまして、機械の利用者の立場としましては、現在の企業合理化、設備の近代化等の必要もありまして、こういう要求が非常に熾烈でございませぬので、ある程度利用者側の立場にもなつて考えなくちゃならぬという面もございませぬ。従つて、将来この重要機械類の免税問題をどう取り扱うかという大きな方針としましては、今年度閣税率審議会を強化いたしまして、自由化を前にして関税率の一般論的な検討をいたすことになつておりますので、審議会にも諮りましていろいろ御意見も承つて、将来の基本的な態度をきめたいと思ひます。ただ、現在までのところは、気持ちとしては今おっしゃつたような気持ちで、できるだけ範囲を少なくするといふ趣旨で関係各省とも折衝をいたしておりますが、どうしてもこれを今直ちに全廃するということになりますと、この利用者側の要求等から見まして、まだそこまで踏むことは無理な面も残つておるわけでございます。将来の運用の方針につきましても、今おっしゃつたような方針でございます。ただ、そういうものだけに限定していきつていく考えで進んでいきたいと思ひます。

○石村委員 やはり業者の方にそういう希望があるという事実は、これは否定できないと思ふのです。その希望な

るものが、さっき言ったように、うちにはやれスイスのどんな機械を持っておりますという宣伝材料に持ちたいという希望、それでは一五%の免税をしてまで宣伝をやらせる必要はない。業者はそういうことを希望するかもしれぬが、希望の理由は、腹の底はそうだ。あなた方が見に行かれても、おそらくそう言うだろうと思う。うちにはスイスのななを持っており、アメリカのななを持っており、専門家に、一体なぜ国産できるものでも外国品を買いたがるか、こう聞くと、関係者が言うのに、実はその機械を入れたとき間々失敗があるそうだが、所期の目的通りなのが出てこないということがある。そのとき、重役というか社長に言うのに、世界一流の会社のものを買いましたが、失敗したのですからやむを得ません、こういうお断りの材料に使う。国産品を使って失敗すると、お前そんなものを買うからいかぬ、こうしかられる。そこで、しかられても困らぬ、言いわけのできるように、とにかく世界一流という評判のもの、それだけを買って糊塗しようとする。そういう風潮があるそうなんです。これらを考えてみると、もう国産できるとかできぬとかというのでなしに、頭から一五%全部とる、あるいは一五%が高ければ一〇%に下げるとかなんとか、そういう方法を講ずべき時期ではないかと思う。国産できませんかということを言っておれば、いつまでたつたつてこの問題は解決つかない。できるものが免税になってみたり、無理に免税までして入れる必要のないもの

のまでが免税になって入ってくる、こういう結果を招来すると思う。——原主税局長は眠っておられるようだが、これはあなたの責任だと思ふ。(笑声) いや頭が痛くて下を向いておられたのだとは思いません。たまたまこの空気が悪くて頭が痛いのだと思いますが、主税局長、知らぬ顔をしませんが、もつと局長としての見解を明らかにしていただきたい。今まで通りの見解なら無理に聞く必要はないです。きやめて常識的な、しかも実態に沿わないやり方を続けている、こう言うのは政治家として頼みます。税関部長のお話はわかりましたから、お二人のお考えをお願いします。

○原政府委員 眠っておったのではありませんが、伺いながら、さすがに石村先生はいい御質問をなさると思っておったのであります。(笑声、拍手) 突はそのことで申しますれば、私局長になりましたのは昭和三十一年の夏でございますが、そのとき、御記憶の税制調査会で三十二年の大税制改正のもとになる研究をしておったわけですが、その一環として特別措置の大幅な整理を行なったわけですが、そのときに実は特別措置の表がありました。私は税関部の話を聞きまして、当時までは特別措置の表にこの重要機械の免税が入っていないなかつたのです。しかし、これはやはり相当検討しなければならぬぞというので、表に入れました。検討いたしました。当時そのために何回か局議も開き、検討いたしましたものであります。そういう意味で、私は、この問題については、相当前から関心を持って

検討を続けてきたつもりであります。何回も会議をやつたという事は、結局今お話しになりましたような免税をやめるべきだという議論と、いやややり続けるべきだという議論が相当あったというのであります。今大へん業界の実態に即した御觀察から御注意がありましたので、私も大へんありがたい御注意と思つて伺つております。そういう角度での検討をさらにしなければならぬと思ひますけれども、しかしながら、この制度を全然やめてしまふかどうかという事になりますと、どうもこの法律の趣旨でありますところの国産できないものを、一割五分の税を取つて、生産のコストを高くするかどうかという議論になりますと、やはり相当そこは問題だということで、結局当時もいろいろ議論がありました。やはりやめてしまふのは問題じゃないか、しかし、マンネリズムになつてはいけないから、毎回洗う際の態度は相当慎重にやらなければならぬのじゃないかという事で、自來ややつて参りまして、毎年洗います際には、税関部の作業は相当膨大なものになりますけれども、努力してやつております。スケールにおきましても、当時からだんだん経済は発展してきておりますが、それとの比較では、やはり実質的にはおっしゃるような気が相当入つた運用ができておるといふふうに記憶いたしておりますが、本日いろいろ御指摘いただきました点は、私もはともすれば見のがしがちなところでありまして、大へんありがたい御注意と承つて、今後運用上十分に注意して参りたいと思ひますし、また制度の根本についても、申し上げましたように両論

あつて、すばつとやめ切るわけにはいかないというのが、今までの判断でありますけれども、なお念を入れて検討いたしていきたく思つております。

○農林(又)政府委員 たいだいま主税局長の御答弁の通りと考へております。

○石村委員 実は同じ御答弁は、かつて渡辺さんが主税局長のとき、渡辺さんからそういう話を聞きました。が、ちつとも根本方針は変わつていない。しかし、くどいからもうやめますが、もつと実態を調べて、思い切つて一五%の税金をとつたつて一向影響はないという見地に立つておやりになる方がすつきりよかろうと思ひます。私がかういふことを言うのは、実は機械工業会の方から私のところへこんな陳情があつて言うのじゃない。ああいうところは、社会党というものをおそれているのかばかりにしているのか知りませんが、何にも言つてこない。どうもおかしいと思つて、関係者二、三に聞いて、今質問するようなことを聞き出したにすぎない。向こうから一つ言つてやつてくれなうという事は、一言も言つてこないところなんです。しかし、私は、言つてこようがこまいが、おかしなことはやめさせなければならぬ。一五%全部とつた方がよいと私は考へるので。そういう広告費みたいな意味で買うような機械は——それは全然広告ばかりでもないでしようが、半分は広告あるいは責任のがれです。そういう意味で買うものを免税にまでする必要はない。

それと、いま一つ、これは別個な問題ですが、もしそれほど外国のものがいいならば、一体償却関係は外国品の方が長くなつてゐるのですか。同じ種類の

種の場合、国産と比べて区別がありませんか、ありませんか。

○原政府委員 区別はございません。ただ例の特別償却制度がありますから、特別償却に指定される割合が外国品の方が多いという事はあるだろうと思ひますが、一般の耐用年数自体には変わりありません。

○石村委員 その特別償却に外国品が適用されるという事は、外国品の方がそれほどまた優遇されることになるのではないですか。私の言うのは、かりに外国品がいいというので買いたがるなら、長持ちもするだろう、だから償却年数はうんと長くて、国産品の方はすがたがたがくるといふ趣旨なら、耐用年数を短くしてやるというやり方でもできるのではないか、むしろそういうのが合理的ではないかという意味でお尋ねしているわけです。そういうお考えはありませんか。

○原政府委員 耐用年数は、御案内の通りに、業種別の総合年数、それからその中の種別の分別年数というやうなことでやつておりますので、それを外国産と国内産とに分けておるといふことまではいつておりません。ただいまお尋ねの趣旨の一つの、材質その他がいいから、もつと長く持つはずだという事はありますが、同じ種類の設備機械について、材質がいいからというので年数を長くするということまでは、実はやつておらないのでござい

ます。

なお、特別償却に外国品がよけいに適用になるだろうと申し上げたのは、外国品という指定しておるのではなくて、あの制度は日本経済の再建といひますか、堅実な伸びのために必要な

じて参りたい。

なお、単独災害復旧事業につきま
しては、それぞれ所要額を財政計画に計
上いたしまして、またただいま申しま
した起債の増額分も充當いたしました
処置して参る、こういうふうにご考
えておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 時間があまりありま
せんから、この問題はまた他日にお尋
ねしたいと思つておる。

治山治水関係で河川局にお尋ねした
と思つておる。伊勢湾台風の高潮対策
につきましましては、具体的に相当予算が
つき込まれておるが、九月ごろに
なると、地方の人は非常に心配して
おる。その点の処置がうまく
いつておるかどうか。

○會田政府委員 お答えいたします。
伊勢湾高潮対策事業の実施の問題で
ございまして、この点につきましまして
は、目標といたしましては、ことしの
台風季までに原形高にとりあはず復旧
するという方針で進んで参りまして、
三十四年度及び三十五年度の予算に
それぞれ必要額を計上して参っており
まして、現在の見通しといたしまして
は、大体七月の台風季までには原形高
に復旧するという目標で進んでおり
ます。

○佐藤(観)委員 原形復旧ができて、
ことし風が吹かなければいいけれど
も、もし去年のようなあられなくとも
も、相当な風が吹いた場合には、あの
原形復旧でどうにか持ちこたえられ
かどうか。あなた方専門家だから一つ
その点をお尋ねしたい。

○會田政府委員 原形高の復旧でござ
いますので、特に昨年のような異常な
伊勢湾の高潮、そういう事態が起こり

ません限りにおきましては、大体の通
常の程度の台風におきましては、一応
安全な程度まで考えたいというふう
にご考えておられます。

○佐藤(観)委員 それから、木曾川の
愛知県側の堤防が相当切れていま
すね。それなんかの補修も全部できま
すか。

○會田政府委員 これも同じように、
原形高程度におきましては、七月の台
風までに完成したいと思つておる。

○佐藤(観)委員 それから、これは運
輸省の關係だと思つておるが、横須賀
から桑名方面にいく防潮堤、この問題
については、やり方によっては相当の
關係が出てくるのですが、その点につ
いては、大体うまく進捗しておるま
すか。これはあなたの管轄外と思つて
おるけれども、横須賀から桑名に至る防
潮堤の問題、これはたしか五億円の予
算がついたと思つておるが、宮崎さん。

○宮崎説明員 私も直接の担当でござ
いませぬが、大体承知しておる限りで
申し上げます。

三十五年度の予算におきまして、名
古屋港を復旧いたします大防波堤とし
て実施計画調査及び工事の実施準備と
いうことで、五億円の予算がつけられ
ております。現在、運輸省におきま
して、すでに三十四年度の補正予算及
び予備費によりまして、着々調査を進
めておられます。大体現在の段階では
ば簡単な実験と計算上の設計というふ
うなものはできたようでありまして、こ
れから建設省その他の關係の研究所、
あるいは技術部局と打ち合わせをいた
しまして、この防波堤の計画が妥当な
ものであるかどうか、またそれを実際
にどのような形で実施いたすべきかと

うか、というようなことを検討する手
はずになつておられます。大体そのよう
な協議の結果を六月ごろまでに出した
い、こういうことを運輸省の方で予定
しておるようでありまして、私も、も
ちろんその予定に沿つて、今調査その他
が進んでおる、こういうふうにご承知し
ておられます。

○佐藤(観)委員 これは建設省の道路
局の方の問題かと思つておるが、実は第一
国道の舗装がされました。これは非常に
うまいと思つておるが、現在大体三億五千
万円くらい予算で、あるいはかさ上げ
になりました。ところが、私どもの方の
津島市というのは、非常に工場地帯が
たくさんありまして、これは前年初め
で今までになく水が入つたのですが、
工場を持つておる人の言うことには、
ことしまた水が入つたら、大へん損
害になる、それだから、あの第一国道か
ら、こちら側の、側面の方までは、何
とか、かりに海岸堤防が切れても、ど
うにか水が入らないような処置がして
もらえるかどうか、これは県の方の仕
事になるかどうか、もし水が入るよう
なことがあれば、工場の設備をやり直
さなければならぬというようなことを
言つておられるわけですが、この点につ
いては、建設省は、こういうことはこう
やれるというふうな自信のある答弁を
していただけるかどうか、ちょっとお
尋ねしておきたいと思つておる。

○會田政府委員 先ほど申し上げまし
たのは、一応ことしの七月を目標とい
たしまして、原形高に高潮対策事業の
海岸堤防を復旧することを申し上げた
わけでありまして、最終のねらいとい

たしましては、昨年の伊勢湾台風程度
の台風が参りましても、堤防破壊がな
いというような目標のもとに、今回の
伊勢湾高潮対策事業というものを実施
するわけでありまして、われわれとい
たしましては、昨年程度の台風でござ
いませぬれば、堤防の決壊は起こらない
という前提で、工事を進めて参りたい
と思つておられます。従いまして、この
堤防の破壊を予想いたしまして、たと
えば津島市の道路のかさ上げ等の問題
を、いわゆる第二線堤防式的に考える
かどうかという問題につきましましては、
これは現在のところは必要はない
のではないかとお尋ねしてござい
ますけれども、なお、道路等の問題も
ございまして、別途慎重に検討した
いというふうにご考えておられます。

○佐藤(観)委員 それから、もう一
つ、これは、宮崎さんか大村さんか知
りませぬが、名四国道の起債の問題か
ら、いろいろ借入れの問題があると思
うのですが、これは海岸堤防がうま
くいったあとで、名四国道がうまくい
ければ、非常に安全だということをお
尋ねしておられる。これはどちらから
もけっこうです。

○宮崎説明員 名四国道につきま
しては、御承知のように現在の第一号線
の新道路として建設いたしたものでござ
いまして、事業の施行は、建設省の直
轄工事でありまして、また、木曾川、長
良川にかかります橋梁につきましまして
は、有料道路といたしまして、道路公
団が実施いたすことになっておるま
す。そこで、直轄工事の方につきま
しては、これはもちろん全額を国が実施
いたすわけでございますので、直接起

債の問題ということはお尋ねしません。
この方の工事の進捗状況につきま
しては、三十四年度におきまして、三重県
側におきまして用地買収を一部実施
いたしまして、現在工作物、主として橋
梁でございまして、そうした工事を一
部完成いたしております。愛知県側の
方につきましましては、用地買収の交渉が
ちょっと手間取つたのでございまして
が、大体二月ごろに大部分の交渉を終
わりまして、用地買収をすでにいたし
ておられます。従いまして、三十五年度
において相当大幅な工事の実施を行な
える、こういうふうにご考えておるま
す。それから、道路公団の工事につ
きましては、これは、計画上も、直轄で
実施いたします建設省の工事よりもや
やくおこなつておる、十分最後に
完成のときには一緒になるというよう
なものでございまして、三十四年度
に新規採択しておられますが、現在実
施計画調査を実施中でありまして、具
体的な工事にはかかっておりませぬ。
これは橋梁工事でありまして、三十
五年度から相当大きな規模で実施され
る、こういうことになるとお尋ねいた
す。

○佐藤(観)委員 最後に、建設省に、
お尋ねではありませぬけれども、要求
しておきたいと思つておるが、今度の
災害のために治水特別会計という別個
の特別会計ができたわけなんです。こ
れによって災害に対する未然の防止を
するということになっておられますが、
お尋ねは、私たちが考えれば、国の
予算の關係で十分とは言えないと思
つておる。しかし、少なくとも十年計
画でやることになっておられますが、そ
ういふ点について民心が安定して、な
るほどこの治水事業によってわれわれは

安心できるという、こういう自信を持って回答ができるかどうか。これはもうほんとは大臣に聞きたいのだけれども、大臣が来られないから、河川局長にお尋ねするのですが、そういう点について、われわれが固へ帰っても安心できるというような自信が持てるかどうか、その点を一つお尋ねしたい。

○曾田政府委員 お答えいたします。最近、特に一昨年の狩野川台風あるいは昨年の伊勢湾台風によりまして、非常な激甚な被害を受けたわけでございます。われわれといたしましては、実は昭和二十八年の大災害にかんがみまして、長期の治水計画を一応樹立したわけでございますが、いろいろな事情でその進捗率あまりよくなかったというような事態にかんがみまして、今回特にいろいろ関係方面にお願いいたしました。治水の十カ年計画というものを、閣議決定によりましてこれを円滑に進めていきたいというふうなことにいたしましたわけでございます。この治水の十カ年計画によりまして、大体二十八年に策定いたしました全体計画の八〇%程度の仕事は完了するわけでございまして、これによりまして、河川の重要な部分につきましては、この十カ年で完全に改修が終わるというふうなことに相なるわけでございまして、これによりまして、今まで大体毎年二千四百億程度の被害があったわけでございますが、これを約二千億程度被害を軽減させるというふうな目標を立てまして、それによりまして民心の安定その他災害防除に将来偉大なる効果をおさめるといふふうに確信いたしております次第でございます。

○植木委員 廣瀬勝邦君。○廣瀬(勝)委員 閣議暫定措置法につきましてお伺いしたいと思っておりますが、今回の措置法によりまして、重油については農林漁業用の免税が規定されております。この農林漁業用重油の現実の使用面におきまして、この免税取り扱い、これが非常に煩瑣でございます。たとえば同産のA重油と輸入品あるいはその他の油と混合して、実際にはこれはまかなわれておるのでございまして、その間の取り扱いが、特に漁業用なんかにつきましては非常に煩瑣で、そのために実際の需要者は困窮いたしておる、こういう点がございまして、これにつきましてどういふふうにされませうか、お伺いしたい。

○植木委員 廣瀬勝邦君。○廣瀬(勝)委員 閣議暫定措置法につきましてお伺いしたいと思っておりますが、今回の措置法によりまして、重油については農林漁業用の免税が規定されております。この農林漁業用重油の現実の使用面におきまして、この免税取り扱い、これが非常に煩瑣でございます。たとえば同産のA重油と輸入品あるいはその他の油と混合して、実際にはこれはまかなわれておるのでございまして、その間の取り扱いが、特に漁業用なんかにつきましては非常に煩瑣で、そのために実際の需要者は困窮いたしておる、こういう点がございまして、これにつきましてどういふふうにされませうか、お伺いしたい。

○木村(秀)政府委員 農林漁業用のA重油を免税いたします場合は、われわれとしましては、できるだけ手続を簡単にいたしまして、最終需要者に無用の繁雑さを与えないということを中心に考えております。ただいま通産、農林省と協議中でございますが、原則といたしましては輸入A重油の引き取りの際に、農林大臣あるいは通産大臣の証明を持っておる分については、その引き取りの際に一折免税をいたしまして、自後は免税油が横流れしないという趣旨を確保いたしますために、ある程度の記帳義務を担任していただくという程度のことを考えております。なお、農林、通産両省におきましても、横流れ防止のために現在非常に研究をされておりました。その関係で現在まだ手続が最終的に決定いたしておりませんが、この二、三日中に結論が出るかと思っております。いずれにしても、できるだけ手続を簡単にす

るといふ趣旨で進んでおります。○廣瀬(勝)委員 その二、三日中に結論が出るというの、どういふ方向でお出しになるのですか。わかつておりましたら、お知らせ願いたい。○木村(秀)政府委員 最終消費者の段階から逐次販売業者、元売り業者の段階まで証明書をとりという方法と、それから、そこまでしなくてもいいじゃないかというふうな意見とございまして、現在最終的にこういう結論でございまして、今申し上げましたように、趣旨としてはできるだけ簡単にすという方向で進んでおります。○廣瀬(勝)委員 非常に煩瑣な点があるというところは当局の方も御認識のようでございます。その点を十分考慮して善処されることをお待ちしております。特に、記帳義務は、末端の者は負担が重過ぎない、こういう人たちが多いいのでございまして、そういう点もほんとうに考慮されて、この免税の措置が生かされるように取り計らっていただきたい。これを意見として質問を終わります。

○植木委員 平岡忠次郎君。○平岡委員 閣議暫定措置法案として提案された原油、重油関税について、この際野党として次の意見を申し上げます。原油、重油関税は、従来関税率法で定められた関税率によらず、関税特別措置で軽減税率が適用されてきた。この関税特別措置が、今回、政府の財源あざりから一応取りやめの方向で、暫定措置法案として上程せられたのであります。特別措置を取りやめるべしという観点からは、この法案によ

る復活措置を現時点では一応是認いたします。しかし、貿易の自由化が必然のコースである限り、日本製品の輸出コストをめぐる問題といたしまして、工業原材料、エネルギー源並びに国内産業の育成等の立場から、関税の適、不適があらためて広範に検討されなければならぬと考えております。従いまして、近い将来において、原油、重油関税についても、オリジナルの一〇%関税率そのものが再検討されなければならぬとの意見を付して、政府提案の暫定措置法案に消極的に賛成いたしません。

○廣瀬(勝)委員 治水特別会計につきましてお伺いいたします。これは本会議におきます質問あるいは予算委員会におきます一般質問でしばしば政府にお伺いいたしましたのですが、財政法上の六十三条、国が特定の事業を行なう場合にはできるのだという趣旨のもとに、この特別会計を今回は設定されたようでございます。こういうふうな趣旨からいいますと、たとえば国民年金だつて特別会計、あるいは健康保険にしまして特別会計、いろいろそういうふうなケースが生まれようかと思っておりますが、将来そういう特別会計はふやしていかれる所存でございますか。次官にお尋ねいたします。

○奥村(文)政府委員 政府といたしましては、従来ともこの特別会計をふやすという考えは毛頭ありません。できるだけ減らして参りたいと考えておるのであります。しかし、今回の治水特別会計につきましては、これは今までもいろいろ御審議になりましたように、特別会計を作らなければならぬという事情がはつきりいたしましたので

作つた次第であります。今これに関連してお尋ねでありました国民年金を実施していくについては、将来こういったものに対する特別会計をどうするかということでありまして、ただいまそういうものを作るといふ考えは持っておりません。○廣瀬(勝)委員 この実体法の方の治水緊急措置法案を見ましても、この特別会計が実施しようとしております計画自体については、まだ十分政府の方では成案を持っておられない。こういうことでは、政府のそのときどきの御都合によつて、いろいろな特別会計が生まれてこようと思つております。今回のこれにつきまして、ほぼ大体のアウトラインくらいはお持ちでございますか、これを一つ御説明願いたいと思つております。

○奥村(文)政府委員 これは御承知の通り治水事業十カ年計画が政府として樹立してございます。それを実施するための経理を明確にするための特別会計でございます。これに対する明細については順次閣議で決定してやっております。○廣瀬(勝)委員 特にこの会計が取り上げておられますところの多目的ダムでございます。この多目的ダムというのは、現実の実施状況を見てみますと、なるほどその効果を上げておるところもございまして、しかしながら、地元において非常に利益供与といえますが、利益を受ける面が相反するような点が多々あるの、ございまして、そういうふうな点につきまして、建設省は将来どういふ調整をやっていくつもりになりますか、これをお伺いいたします。

○曾田政府委員 お答えいたします。

○奥村(文)政府委員 御承知の通り治水事業十カ年計画が政府として樹立してございます。それを実施するための経理を明確にするための特別会計でございます。これに対する明細については順次閣議で決定してやっております。

○廣瀬(勝)委員 特にこの会計が取り上げておられますところの多目的ダムでございます。この多目的ダムというのは、現実の実施状況を見てみますと、なるほどその効果を上げておるところもございまして、しかしながら、地元において非常に利益供与といえますが、利益を受ける面が相反するような点が多々あるの、ございまして、そういうふうな点につきまして、建設省は将来どういふ調整をやっていくつもりになりますか、これをお伺いいたします。

多目的ダムの問題でございますが、これは建設省で所管しております直轄事業と補助事業というものがございまして、現在までに大体四十二箇所ほど完成しております。また現在工事中のものあるいは工事の実施計画中のものが約四十四箇所ございまして、個々につきましては、御指摘のように水没の問題あるいはそれに伴います補償の問題等につきまして、いろいろ問題があつたわけでございますが、われわれといたしましては、事業の公益性を特に水没者の皆様方に御納得いただきまして、現在申し上げました進捗状況になつておるわけでございます。もちろん一、二のダムにつきましては、まだ水没の点につきまして地元の皆様方の御了承を得ないところもございまして、けれども、まあ先ほども申し上げましたように、ようやく八十数箇所ものダムにつきまして、大半のものが何とか御納得をいただいているという状況でございます。われわれといたしまして

も、今後もお一そう努力いたしまして、多目的ダムの重要性につきまして地元の皆様方の御認識をいただきまして、事業の円滑なる推進をはかりたい、そういうふうに考えております。

○廣瀬(勝)委員 われわれといたしましても、国の治山治水、こういうものに根本的に反対をするものじゃございません。特に戦後荒廃いたしました日本の日本の治山治水については、われわれは、党の政策といたしまして重点的に——今までのように工事をやれば片方からつづれていくというふうな、非常に投入資金の少ないそういう工事は、むしろ重点的にやっていたら、こういうものならば大いに賛

成なんであります。しかしながら、大体今日までここで見られます実例の通り、せっかくこういう特別会計を作つても、主管官庁の方において、あるいは関係出先において、従来もしばしば見られたようなさまざまな面が出はしなしか、これを特に心配するわけでは、それと、さらにもう一点、冒頭に申し上げましたように、何でも特定の事業であれば特別会計を設置してやつていく、こういう方針を政府が将来ともとられないように、かかる見地から、この法案についてはわが党といたしましては賛成しかねるという立場を表明いたしておきます。

○植木委員長 これにて四法律案に対する質疑は終了いたしました。

○植木委員長 なお、各法律案に対しては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

まず交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

採決いたします。本法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○植木委員長 起立多数。よつて、本法律案は原案の通り可決いたしました。

次に、治水特別会計法案について採決いたします。

採決いたします。本法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○植木委員長 起立多数。よつて、本法律案は原案の通り可決いたしました。

法律案は原案の通り可決いたしました。次に、関稅定率法の一部を改正する法律案及び関稅暫定措置法案の両案について採決いたします。

採決いたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつて、両法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお、ただいま可決いたしました四法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は明三十一日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時七分散会

〔参照〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)に関する報告書

治水特別会計法案(内閣提出第七〇号)に関する報告書

関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)に関する報告書

関稅暫定措置法案(内閣提出第五二号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年四月四日印刷

昭和三十五年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局